

住宅再建 公的支援に差

が支給される国の支援制度は適用されない。島にはわずかながらも全壊した家があり、一部損壊は9千棟に迫る。災害のたび、あらわになる制度の隙間をどう埋めるのか。

(岸本達也)

支援金を支給すればどうも同様だ。
か」と提起する。室崎名誉教授はみづかに

また、同じ災害なのに 今回の淡路島地震の特

都道府県や市町村ごとに法の適用、不適用が分かれたケースもある。

制度の隙間を埋めてき ことを決め、各市も見舞
金などの対象を一部損壊
たのは自治体だ。

鳥取県西部地震が起きに拡大した。

再建などに最高300万、支援法は、一方、全壊判定された戸を支給する。ただ、支、まだ住宅再建への支援を、建物も8棟（13日現在、援法が適用されるには、認めておらず、支給額も、うち非住家2棟）ある。

全壊した住宅が「市町村 100万円だったが、同 支援法の適用は難しかった
なら10世帯以上」「都道 県が300万円を支給し め、現金での公的支援は
府県なら100世帯以 いた。兵庫県もこれまでの 限られてくる。

上などの条件がある。台風災害で、法の枠外の

弱以上の地震は、淡路島 支援金を上乗せする動き
も含め19回（東日本大震災 も全国で広がった。 として、災害の大小は関

■支援拡大を

災などの余震は除く）あ 05年には、兵庫県が年
った。このうち支援法が 5千円の掛け金で最高6 係ない。支援の差を疑問
適用されたのは12回。大 00万円が支払われる県 に思うのは当然」。室崎
益輝神戸大名誉教授（防

（災害計画学）はこう指摘し

「本来は国がすばい
が、法で線引きがあるな
ら県や市で（法と同じ）
円を支給する制度を設け
ている。大分県や島根県
壊があれば最高300万

ている。大分県や島根県

支援法施行(1998年11月)以降。支給数は今年3月末現在。※は、同じ都道府県内で一部市町村区のみ適用されたケースがある。2000年の三宅島近海の地震では、火山噴火の被害で東京都三宅村に適用された

し、現状に即した被害認定基準の見直しを求め
る。

支援法は07年改正時に「4年後に見直す」とされたが、11年に東日本大震災が発生。その後も見直しの動きはない。「支援対象の拡大につながる改正を国が避けている」との見方さえある。

弱弱強強強弱弱 強強弱

との見方さえある。

民間団体「兵庫県震災

復興研究センター（神戸市中央区）の出口俊一事務局長は、県が一部損

嶺南・宮崎・新島
半島・本島
登瀛・河野
瀉手・日路
城登瀛・河野
嶺南・宮崎・新島

05	権宮能新	が言いつく
07	岩	二
08	駿	被害状況
09	東	
11	長	
13	静	

で一部損壊という枠組みがある以上、支援法など

○適用、×不適用

被災者生活再建支援法の適用状況

年	地震名または 震源地	最大 震度	支援法	支援金 給世帯数
2000	新島・神津島近海	6弱	×	
	三宅島近海	6弱	○	1484
	鳥取県西部	6強	×	386
01	芸予	6弱	×	52
03	宮城県沖	6弱	×	
	宮城県北部	6強	○	516
	十勝沖	6弱	○	56
04	新潟県中越	7	○	5207
05	福岡県西方沖	6弱	○	238
	宮城県沖	6弱	×	
07	能登半島	6強	○	841
	新潟県中越沖	6強	○	3033
08	岩手・宮城内陸	6強	×	55
	岩手県沿岸北部	6弱	×	
09	駿河湾	6弱	×	
11	東日本大震災	7	○	186259
	長野・新潟県境	6強	×	232
	静岡県東部	6強	×	
13	淡路島	6弱	×	